【提供者の方へ】

1 申込方法

- ① 提供者は物品を登録する際、町へ身分証明書を提示し、物品登録カードに必要事項を記入し提出してください。
- ② 本事業専用メールアドレス (c190401@town.tokyo-oshima.lg.jp) に、不用品の外観が分かる写真 1 枚を送信してください。送信時のタイトルは「氏名・物品名」としてください。
- ③ 後日、大島町ホームページ上に掲載されましたら、申込は終了です。

2 申込後の流れ

- ① 希望者があった場合、町から希望者へ提供者の連絡先を提供します。
- ② 物品の保管は提供者が行い、現物の確認、問合わせ及び受け渡し等は提供者と希望者間で協議して行います。
- ③ 交渉終了後(譲渡に至らなかった場合も含めて)、提供者は町へ交渉終了の連絡をしてください(町は連絡を受けてホームページから抹消します)。
 - ※ 物品の登録から3か月が経過した時、町はホームページ上の物品の情報を抹消します。

3 注意事項

- ① 対象となる物品は、無償で希望者に渡すことができ、正常に使用ができるもの(又は、修理をして使用が可能なもの)です。
- ② 飲食物、生き物・植物、チケット・金券類、不動産、仏壇等の宗教上のもの、薬品や危険物等の取扱いに法令の定めがあるもの、人体に危険を及ぼす恐れがあるもの、盗品その他公序良俗に反するもの、その他町が不適当と判断したものは対象外とします。
- ③ 修理が必要な物品を提供する場合は、現状や修理必要箇所等の詳細を必ず明記してください。
- ④ 一つの物品に複数の希望者が出た場合は、先着順で提供者の情報をお知らせします。
- ⑤ 家電リサイクル法の定めがあるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機(家電4品目)を提供する場合、 希望者に処分方法や処分費用について必ず説明してください。
 - ※ 家電リサイクル法に定める「リサイクル券」(郵便局で購入するもの)代金に加えて収集運搬料 (処理施設窓口で支払うもの)が加わります。
- ⑥ 自動車や自動二輪車等の名義変更や登録が必要な物品は、提供者と希望者の間で協議し適切に諸 手続きを実施してください。
- ⑦ 本事業において得た個人情報を他の目的に使用することはできません。不適切な個人情報の取扱いは法令違反となりますのでご注意ください。
- ⑧ 町は本事業における物品及び交渉に関して生じる責任は一切負いませんので双方で協議し、解決 してください。

大島町リユース促進事業注意事項

【希望者の方へ】

1 申込方法

希望者は物品の引取りを希望する際、町へ身分証明書を提示し、物品交渉カードに必要事項を記入 し提出してください。

2 申込後の流れ

- ① 物品交渉カードを提出した後、町は希望者に対して提供者の連絡先を提供します。
- ② 物品の保管は提供者が行い、現物の確認、問合わせ及び受け渡し等は提供者と希望者間で協議して行います。
- ③ 譲渡が完了した場合、提供者から町へ交渉結果について報告することで終了します。

3 注意事項

- ① 対象となる物品は、無償で希望者に渡すことができ、正常に使用ができるもの(又は、修理をして使用が可能なもの)です。
- ② 飲食物、生き物・植物、チケット・金券類、不動産、仏壇等の宗教上のもの、薬品や危険物等の取扱いに法令の定めがあるもの、人体に危険を及ぼす恐れがあるもの、盗品その他公序良俗に反するもの、その他町が不適当と判断したものは対象外です。
- ③ 修理が必要な物品を希望する場合は、現状や修理必要箇所等の詳細を必ず提供者に確認をし、納得のうえで譲り受けをしてください。
- ④ 一つの物品に複数人の希望者が出た場合は、先着順で希望者の情報をお知らせします。先の希望者が交渉中の場合、紹介はできませんのでご了承ください。
- ⑤ 家電リサイクル法の定めがあるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機(家電4品目)を希望する場合、 提供者に対し処分方法や処分費用について必ず確認してください。
 - ※ 家電リサイクル法に定める「リサイクル券」(郵便局で購入するもの)代金に加えて収集運搬料 (処理施設窓口で支払うもの)が加わります。
- ⑥ 自動車や自動二輪車等の名義変更や登録が必要な物品は、提供者と希望者の間で協議し適切に諸 手続きを実施してください。
- ⑦ 本事業において得た個人情報を他の目的に使用することはできません。不適切な個人情報の取扱いは法令違反となりますのでご注意ください。
- ⑧ 町は本事業における物品及び交渉に関して生じる責任は一切負いませんので双方で協議し、解決 してください。